

檀原市特別職報酬等審議会 2 回目 会議録

- 1 日 時 令和元年 11 月 20 日（水）午前 10 時から
- 2 場 所 本庁本館 3 階第 2 会議室
- 3 出席者 委員 田中会長、森本委員（職務代理）
（50 音順）東委員、米田委員、佐藤委員、島本委員、森嶋委員、横田委員、吉田委員
欠席者：山中委員
事務局 西田政策統括監、中西総務部長、小路総務部副部長兼人事課長（司会）
溝上人事課課長補佐、安田人事課給与係長、見杉人事課主査

- (1) 開会
- (2) 審議
- (3) 閉会

<配布資料> 前回訂正差替え分、事務局案、財政状況説明資料

事務局：本日、委員の過半数が出席されているのでこの審議会が成立していることを報告する。すでにご存じのとおり、先月の市長選挙の結果、11月12日より檀原市長は新たに亀田市長になった。本来であれば今日この場にてご挨拶させていただくべきではあるが、あいにく出張公務の都合でかなわなかった。市長からは委員の皆様によろしくお伝えいただきたい、と言付かっている。机上には追加資料と前回資料の訂正箇所についての差替え分を配布してある。では、会長に進行をお願いします。

会長：次第に沿って、まず第1回の審議会内容の確認についてであるが、事務局からの説明をお願いします。

【資料説明】

事務局：資料3「檀原市特別職一般職給料月額年収比較表」につき、前回委員より指摘のあった金額の誤りについてであるが、平成30年度と令和元年度の特別職について訂正している。市長、副市長、教育長については他の資料と合うように端数を修正した。議長、副議長、議員の年収についても平成30年度と令和元年度のコツ金額が同一であったが、平成30年度の人事院勧告に伴う賞与（期末手当）の金額反映がされていなかった部分につき、反映したものに修正した。また、教育長の月額についても正しく（660,700円に）修正した。

資料5「県内12市の市長・副市長・教育長の減額状況」につき、大和郡山市は市長10%、副市長8%、教育長5%、天理市は市長8%、副市長7%、教育長6%であった。これに伴い12市の平均カット率にも変更が生じ、市長は16.9%、副市長10.9%、教育長は9.0%となる。（減額後の金額についての誤りはない。）

前回会議で報酬額を検討するにあたって各団体間の比較だけでなく、檀原市の財政状況の把握が必要でないか、といった意見について説明する。市の財政状況について、平成30年度決算総括表（普通会計基準）より、平成28年度から平成30年度までの決算状況が掲載されている。表の上部に歳入歳出につき、それぞれA、Bと表記してあるが、AからBを引いた残りがC、翌年度以降への繰り越し財源がDとなる。実質、CとDの差分が実質収支

額となる。過去3年間いずれも黒字であることがわかる。次の表は市町村税収の状況を示し、総額を平成28年度分より表記してあるが、3年連続で微増している。

3番目の表は起債状況を示しており、平成29年度は新分庁舎建設のため一時的に増額しているがその後は例年水準に戻っている。合計欄の括弧書きは人口一人あたりの借入金であるが、一人当たり306,532円であり前年比較で減少している。4番目の表は橿原市の基金状況であるが過去3年間でいずれも60億円前後を推移している。5番目の健全化判断比率について、健全化基準数値と比較しても橿原市の財政状況が健全であることがわかる。

4ページは平成29年度から令和元年度の「広報かしはら」に掲載された一般会計における歳入歳出の円グラフであり、並べると3年間の推移がわかり、上段の歳入では市税が微増を続けていること、市債（借入金）額より、下段歳出の公債費額（返済金）が上回っていることが読み取れる。以上が本市の財政状況の説明である。

【質疑応答】

会 長：今の説明につき、何か質問はないか。

委員：資料3について、賞与分は含まれているのか。

事務局：年収には賞与分は含まれている。

委員：広報の円グラフは平成29年度と平成30年度で消防費等と農業費等が変わっているが、平成30年度は消防費の支出がないということか。

事務局：代表費目を書いているだけで、農業費等の項目には消防費も含まれている。広域消防には毎年一定額支出している。

委員：これからの議論内容になると思うが、前市長等は月額5%カットを実施していたが、現市長の方針はどうか。

事務局：12月議会で上程される案件にはなるが、予定では月額10%カット、退職手当50%カットを行う見込みである。

会 長：財政状況は一見ただけではわかりづらいが、黒字財政ということで良いということか。

事務局：決して余裕のある状況とは言えない。県内比較ではまずまず、類似団体比較では下位に位置づく。まだまだ努力は必要であるが、直ちに危機的な状況になることはない。健全財政に努めながら、様々な財政数値を見極めて運営を行っていく。健全ではあるが努力の余地はあると認識している。

会 長：前回の各市の財政状況比較資料では、奈良市と似た構造になっているようだ。

事務局：県内では奈良市が一番大きく、橿原が次ぐ。人口規模の類似性では生駒市が比較対象になるが、納税者

の納税額が高額で生駒市の方が財政力は強い。財政状況を見るときに着目ポイントとなるのは経常収支比率で、これが100%を超えると市の独自政策が打ち出しにくい。理想は80%と考えられているが現実問題では不可能で、実際は90%が一定のラインになっている。橿原市は直近の平成30年度決算では97.4%であり、前年比較で0.4ポイント改善している。奈良市は100%を超えており独自政策の取り組みが厳しい状況である。県内では奈良市、天理市、桜井市、御所市、宇陀市が100%を超えている（資料19より）。

会 長：資料19を見るに、奈良市と橿原市が似た構造であるように見えるが、奈良市の財政状況が厳しいという内容については。

事務局：借入金の返済や職員の人件費といった必ず支出される金額が、財政のどれほどを占めているのかといった点である。経常収支比率が100%を超えていることは、政策に自由に使える財政が無いということを示す。橿原市も自慢できる数値でもないが例年97%台を保っており、100%を切れている。

会 長：次第2、「報酬額等について」の資料につき説明してほしい。

【資料説明】

事務局：本日配布資料の「令和元年度橿原市特別職報酬等審議会事務局案」について説明する。前回会議でも述べたとおり、①日本の景気はゆるやかな回復傾向にある。人事院勧告により国家公務員の給料は上昇傾向にある、②橿原市の財政状況につき実質収支が黒字、自主財源である税収も微増している、以上2点が前提として挙げられる。

それを踏まえ市長、副市長、教育長の報酬額は据置きが妥当であると考え。理由としては他市との月額順位比較では、資料4より県内では市長は5番目、副市長は7番目、教育長は3番目、類似団体では資料8より市長は15番目、副市長は14番目、教育長は11番目であり、いずれも一概に高いとは言えないと考えている。また、現在の市長方針では給料が10%、退職手当が50%カットされる見込みであり、それが財政に与える影響も鑑み月額額は据置きが妥当であると提案する。

続いて議長、副議長、議員についても据置きが妥当であると考え。資料4および資料8から、県内では議長は5番目、副議長は4番目、議員は4番目、類似団体ではいずれも9番目である。市長、副市長、教育長の類似団体との比較順位で見ると上位に位置づくが、今回橿原市議会の議員定数が1名減じられることによる財政負担（資料3より1名につき858万円）は議員報酬全体の4%の減額に相当するものである。これらの取組みを考慮し、据置きが妥当であると提案する。今提示した事務局案につき、議論をしていただきたい。

【質疑応答】

会 長：今説明のあった市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員について何か質問はあるか。行政委員についてはまた後程議論する。

委員：今の事務局提案は他団体との月額順位の比較から出されたものであるが、各市で行政の歳入歳出状況は違っている。特別職の給料月額額は税収の何%以内、といった基準は何かあるか。

事務局：前回会議でも話題に上がったが、給与カット率が大きいところは大抵が選挙公約時に挙げられたものである。

そういった点で、財政規模の一定比率を給料として決められることはないと思う。類似団体は橿原市と人口や産業の規模が似ている都市なので、財政状況の類似性もある。資料 8 からは関西は高め、関東は低めであることがわかる。関東は改革が進んでいたり住民の意識が違ったりしているが、大阪近郊は昔から高い傾向がある。いずれも、財政に率をかけて報酬を決めている都市は無いと考える。

委員：歳出を抑えるならまず人件費の削減に目が行く。特別職は名のとおり特別な職であるので一般職と区別し、赤字になるようなときは自ら報酬を削りに行くことが可能であり、そうすることが望ましい。

事務局：現在は一般職も管理職のみ給料カットを実施している。新聞にも掲載されていたがラスパイレズ指数（国家公務員との比較）が 100 を超えると批判対象になる。そのような点も考慮し、現在は管理職のみカットを行っている。そのような事情も汲まれ、新市長は 1 2 月議会でも市長の月額カットを提案される見込みである。

会長：佐藤委員が言われたのは民間企業と行政の違いが出ている。民間であれば収益が落ちれば社長が率先して自らの給料を減らすことがあるが、行政の場合はそのような反映の仕方は馴染まない。

事務局：収益をすぐに報酬に変更させることはしない。唯一この審議会が報酬額変更を議論する場である。

会長：過去の経緯で言うと判断ポイントがわからないまま議論してしまうことになりがちである。事務局案の説明でも各市との比較が主であったが、ほかの指標は無いのか。

事務局：前回、佐藤委員からの意見で何か根拠となる数字が無いか尋ねられたが、それはなかなか難しい。どうしても他市との比較や、過去からの経緯が主たる比較項目になる。一般職であれば国家公務員との比較もできるのだが。

会長：据置き妥当との提案につき、意見はないか。

委員：歳入額につき、何か特別なことが無い限り大きく減じるようなことがないとすれば、財政状況が黒字であること、現在の経常収支比率の数値より据置きでよいように思われる。

会長：今示されている事務局案が答申につながっていくが、何か意見はないか。過去、減額されたりカットされたりしてきた経緯があり、状況に特に大きな変化はない、また、財政状況にも大きな変化はなく、シビアであるが黒字である。それらを前提とし、他市町村との比較で平均レベルもしくは低めに位置している。そのような観点から出された事務局案についてであるが、意見はないか。なければ行政委員に議論を移したいと思う。

事務局：行政委員報酬について事務局案は農業委員会以外については据置きが妥当であると考え。県内比較では教育委員、監査委員については橿原市の給料月額が高く、その他の選挙管理委員、固定資産評価審査委員、公平委員は中位である。資料 1 4 での類似団体比較では教育委員、監査委員も中位程度に位置する。各行政委員の制度や活動内容について前回から大きな変更点がないことから、農業委員会以外の行政委員については据置きが妥当であると考え。

農業委員の報酬につき、事務局案 2 ページ目の別紙①に詳細を示しており、県内他市平均値と合わせる事が相

当であるとする。ただし、大和郡山市は日額と月額併用制、生駒市は日額制をそれぞれ採用しているため県内平均値の算出時に対象外としている。資料下段に算出詳細を載せている。小委員会委員は橿原市独自の委員になるので平均は算出できない。そのため、現行の各委員との差分から比率を出し、金額を算出した。会長については県内平均を採用すると、現行額より下がってしまうため3,000円追加し、能率給の活動実績(6,000円)加算後の金額が現行の報酬額と変わらないように調整する。

能率給につき、前は活動実績と成果実績の二種類があると説明したが、成果実績の導入は県内では生駒市と桜井市のみであり、大阪府内の自治体は能率給そのものを導入していない。導入しない理由として、成果実績を客観的に判断することが難しく、国からの交付金ではあるが元の財源が税金であり、対外的に支給の内容を説明することが困難であることが挙げられた。このことから、橿原市においても判定に疑問の余地が残る成果実績は導入せず、県内橿原市以外がすべて導入している活動実績のみを導入する考えである。

また、活動実績の配分につき、各委員の活動日数によって按分するとしていたが、委員人数での均等割りを採用したい。その理由としては委員それぞれの活動を正確にすべて把握するのが困難であると考えられるためである。日常的に農家からの相談を受けられており、どこまでを委員活動と見なすのか判断が難しい。また、活動内容を集約する事務の負担も考え、人数での均等割が妥当であるとする。

3ページ目、別紙②に、前回は委員から受けた指摘につき、県内他市の耕作面積、遊休農地面積、自治体面積、委員数、委員一人当たりの面積割合を掲載している。この表より、橿原市の耕地面積は8番目で広いとは言えないが、橿原市の遊休農地面積は38ヘクタールあり、県下では御所市の88ヘクタールに次いで2番目に広い。それに従い、委員一人当たりの遊休農地面積1.5ヘクタールとなり、県内3番目の広さとなる。以上別紙①、②より、能率給を除いた新たな月額として、会長は現行月額58,000円を52,000円、それ以外の委員は県内平均月額と同額とする。能率給については活動実績のみを人数による均等割りとする。その結果、能率給加算後の支給月額は、会長58,000円、小委員会委員47,000円、その他委員40,000円、最適化推進委員38,000円となる。県内平均を採用する理由は、会長以外の現行額が平均を下回っているなかで、委員一人当たりの遊休農地面積が県内3番目の広さであり、解消すべき対象農地が多く、委員への負荷が大きいと考えるためである。

会長：農業委員とそれ以外の委員の報酬を分けて検討していこうと思う。農業委員以外については他市比較でそれほどまでに高額でないで従前どおりとの提案である。農業委員については前回、事務局長が説明に来られたが、特に農業委員の関係で議論する必要があると思う。

事務局：農業委員に関して、他市ではすでに導入されている能率給が橿原市では未導入という現状である。能率給を導入する場合、会長の金額は現行より下げて能率給加算後に現行額と同額になるように変更し、その他の委員については県内平均額を採用し月額を引き上げ、そこに能率給を加算するという案である。

会長：農業委員については報酬額の改定という案であるが、意見はあるか。そもそも、その根拠は前回資料の「農地利用最適化交付金事業」について、国が交付金を出すということを受けての案であるのか。

事務局：加算部分はその事業の対象となる。

会長：この事業をすることについては、国が農地の最適化利用をしたいという政策があり、そのための交付金を出す

いったことを受け、その交付金をどう受け取るかといったことである。橿原市の場合、地域としては農業に専門的な土地でもないが、市街化が進むなか「農地の最適化」と言われてもあまり合致していないように思う。

事務局：もちろん橿原市は北海道のように大規模な農業を行う土地柄ではないが、無制限に土地開発ができるわけでもない。橿原市内でも市街化区域や、一定の手続を基に転用できる市街化調整区域、農地としてのみ利用できる土地がある。その農地が活用されているのであれば問題はないが、遊休農地、耕作放棄されている場所も多くあるので、それらについてもっと活用できるように、といった国の流れを受け、橿原市としても取り組まねばならない。国の交付金については、はじめは満額支給であるが、いつまで続くか不透明である。市として適した取り組みを考えた際、成果実績については成果の評価について難しい部分があるため、活動実績のみを取り入れようとしての提案である。活動実績の計り方についてもなかなか正確に評価しづらい面があり、日常生活のなかで突発的に相談業務を受けたり、それを集計、報告することにも手間がかかったりするといった点である。会議のように時間や回数が定まっているわけではない。そのため、交付金受給総額を委員数で均等割りすることが現実的に妥当ではないかと思う。

基本額については、前回の報酬審議会でも最適化推進委員という制度を県内の市で橿原市が初めに取り入れたが、県内の動向をみて次回妥当性を考えるとといった結論で終わっており、今回他市の現状を調査したなかで県内平均よりも低いため、県内平均まで基本額を上げ、そこに活動実績を加算した額が報酬額としてふさわしいのではないかと提案している。会長については平均額に合わせると減給になるので、活動実績加算後も現在の支給額と変わらないように県内平均に3,000円を足した額での提案となる。

委員：農地改革をすることで、どのような結果を望んでいるのか。

事務局：農地として利用されていない土地を有効に使いたい。農業全般の振興になれば良いと思う。また、担い手の問題もあり、農家の高齢化が進むなか、一方では若手で農業を始めたい方が一定数存在する。そういった方々をバックアップし、農地を存続させるといった目的も持つ交付金である。

会長：事務局提案について異議はないか。

委員：各行政委員は何名いるのか。

事務局：農業委員は14名、最適化推進委員は11名、教育委員は4名、監査委員は3名、選挙管理委員は4名、固定資産評価員は3名、公平委員は3名である。

会長：事務局案については基本的に異議なしということではよい。とくになければ次回の答申案はこの提案の方向で進めてほしい。

事務局：それでは事務局提案のとおり、市長、副市長、教育長、議長、副議長及び議員、並びに農業委員以外の行政委員の報酬については据置き、農業委員は会長は減額と能率給の活動実績の加算で現給どおり、その他は県内平均額と能率給の活動実績の加算による増額といった方向で答申案を作成する。

会長：そのように進めてほしい。

事務局：次回は今日いただいた意見と事務局案を基に作成した答申案について議論していただく。次回日程について、令和2年1月15日の水曜日の午前10時より開催する。